

NISEの特別支援教育コーディネーター 指導者養成研修

養成研修に求められるもの

1. コーディネーター養成の必要性

特別支援教育コーディネーターは、小・中学校等や盲・聾・養護学校における特別支援教育の体制整備の牽引役であり、その養成は地域の特別支援教育の推進に対して大きく影響を与えることになります。その必要性が認識されてまだ数年しか経過していませんが、その役割の必要性や重要性から、全国各地で具体的な指名や養成が急ピッチで進んできました。

2. コーディネーター養成に向けた国の取組

平成15年3月に取りまとめられた、「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）で初めて、特別支援教育コーディネーターの必要性が示されました。そして、平成15年度からの「特別支援教育推進体制モデル事業」において、各学校の特別支援教育コーディネーターの指名や、教育センター等での養成研修が始まりました。その際の指針として、特別支援教育コーディネーターの役割などを記した、「教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が作成、各学校に配布されました。

平成15年度から毎年、特別支援教育コーディネーターの指名状況の調査が実施されています。平成15年、19%の小・中学校で指名されていた特別支援教育コーディネーターは、翌平成16年には49.9%に急増しました。さらに、平成17年度には、予算は2億円にまで増額され、小・中学校だけでなく、幼稚園や高等学校にも拡充して取り組むことになりました。

国立特殊教育総合研究所では、特別支援教育コーディネーターに焦点をあてたプロジェクト研究を立ち上げるとともに、平成15年度より、「特別支援教育コーディネーター指導者養成研修」をスタートさせました。この講習会は、各都道府県政令指定都市において養成研修プログラムの企画・運営に直接関わる者を養成することを目的としています。

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害のある児童生徒への「適切な教育的支援」や「支援体制の整備」が求められ、通知において、平成19年度までを目途に「適切な教育的支援のための支援体制を整備する」ことを目指すとされました。また、平成17年8月には、「今後の学級編成及び教職員配置について」（中間報告）が取りまとめられ、特別支援教育の充実に向けた必要な教職員の配置を充実させる必要があると示されました。

3. 養成研修の企画・運営に求められること

特別支援教育コーディネーター養成研修プログラムの企画・運営に当たって留意すべき点は以下の10項目に整理されるでしょう。

- (a) 養成ミッションの明確化
- (b) 養成プログラムの内容の工夫（すでに開催されている他の研修との関係から）
- (c) プログラムの内容とコーディネーターに期待する役割との関係に配慮
- (d) 養成スケジュールの工夫（回数等）
- (e) ステップアップ研修やフォローアップ研修などの工夫
- (f) 研修の成果の多様な把握（直後評価、校内での活躍の評価、学校における特別支援教育の推進に関する評価など）
- (g) 常によりよいもの、ニーズに応えるものに改善していく姿勢（PDCAサイクル）
- (h) 都道府県として実施すること、市町村として実施することの役割分担の明確化
- (i) 地方版のコーディネーターマニュアルの作成
- (j) 自治体ごとに特色ある養成プログラムを作成する

各都道府県政令指定都市における養成研修プログラムは各地域の実態に適した企画・運営が行われるべきですし、他の地域の良い点を参考によりよいものを作っていくことが大切です。